住宅性能	住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1．評価方法基準第５の５の５－１(3)の等級４の基準に適合する住宅用の家屋 2．評価方法基準第５の５の５－２(3)の等級４又は等級５の基準に適合する住宅用の家屋 3．評価方法基準第５の１の１－１(3)の等級２又は等級３の基準に適合する住宅用の家屋 4．評価方法基準第５の１の１－３(3)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5．評価方法基準第５の９の９－１(3)の等級３、等級４又は等級５の基準に適合する住宅用の家屋
	建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1．評価方法基準第５の５の５－１(4)の等級４の基準に適合する住宅用の家屋 2．評価方法基準第５の５の５－２(4)の等級４又は等級５の基準に適合する住宅用の家屋 3．評価方法基準第５の１の１－１(4)の等級２又は等級３の基準に適合する住宅用の家屋 4．評価方法基準第５の１の１－３(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5．評価方法基準第５の９の９－１(4)の等級３、等級４又は等級５の基準に適合する住宅用の家屋
	住宅用の家屋について増改築等をする場合	次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋 1．評価方法基準第５の５の５－１(4)の等級４の基準に適合する住宅用の家屋 2．評価方法基準第５の５の５－２(4)の等級４又は等級５の基準に適合する住宅用の家屋 3．評価方法基準第５の１の１－１(4)の等級２又は等級３の基準に適合する住宅用の家屋 4．評価方法基準第５の１の１－３(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5．評価方法基準第５の９の９－１(4)の等級３、等級４又は等級５の基準に適合する住宅用の家屋

上記の住宅用の家屋が租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	名　　称	印	
	住　　所		
	指定・登録年月日		
	指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）		
	指定をした者（指定確認検査機関の場合）		
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏　　名		
	住　　所		
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登　録　番　号
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	建築基準適合判定資格者の場合		登　録　番　号
			登録を受けた地方整備局等名
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏　　名		
	住　　所		
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登　録　番　号
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号	
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏　　名		
	住　　所		
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登　録　番　号
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号	

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「住宅性能」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項に定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。なお、住宅用の家屋について増改築等をする場合の欄にあっては、当該住宅用の家屋に係る当該増改築等が完了した後の住宅性能について判定する。